

あびら 議会だより



子ども神輿 陽光苑に笑顔をお届けする

第74号

2024年11月

● 9月定例会

公民館条例の一部を改正 ほか

● 9月定例会 一般質問〔16件〕

8名の議員が町政を問う！

● 議会報告

- ・ 経済常任委員会 作況調査報告
- ・ 議員訪台報告 ほか

公民館条例の一部を改正する 条例を可決！

令和6年

第7回

定例会

9月18日～20日

9月18日から20日までの3日間にわたり開催した第7回定例会では冒頭、7月31日に逝去されました工藤隆男議員に対し鳥越議員から追悼の言葉を述べ、その後、令和5年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を受け、2件の専決処分事項の報告と4件の専決処分事項の承認を行い、令和5年度各会計決算の認定については決算審査特別委員会を設置し付託することに決定。その他、国民健康保険条例ほか2件の条例一部改正、規約の変更、町道路線の廃止、契約の締結、財産の取得（町民センター備品購入2件）について審議した後、令和6年度一般会計補正予算を含む5会計の補正予算の審議を行い3件の意見書（案）の採択について審議しました。

報告した案件

事務事業 点検・評価報告

◎令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告について

法に基づき教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、令和5年度教育行政執行方針に掲げられた主な施策等を対象に点検及び評価を行った報告があり、議長が報告書の配布をもって議会に報告したものです。

①表彰制度
（1）表彰制度
①安平町民文化賞
該当者なし

②安平町民スポーツ賞
該当者なし

③安平町子ども文化・スポーツ賞
子ども文化奨励賞 2名
子どもスポーツ賞 2名
子どもスポーツ奨励賞 1団体

子ども文化奨励賞 2名
子どもスポーツ賞 2名
子どもスポーツ奨励賞 1団体



（2）主要施策等の点検・

【評価結果】

●施策1 就学前教育・保育、子育て支援の充実
2 項目中 A評価2項目

●施策2 学校教育の充実
6 項目中 A評価6項目

●施策3 追分高等学校への支援の充実
3 項目中 A評価3項目

●施策4 社会教育の充実
9 項目中 A評価6項目
B評価3項目

【評価の内容】

①A評価 的確（施策の必要性が高く、このまま継

続していくことが必要）

②B評価 良好（施策の必要性があり、概ねこのまま継続していくことが必要）

要）

③C評価 要検討（施策の必要性はあるが、継続していくために内容の検討が必要）

④D評価 要改善（施策の必要性が低く、将来的には廃止等を検討すべき）

報告

▼令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和5年度安平町財政健全化判断比率については、4指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）とも早期健全化基準を下回り、健全な比率となっている。また、水道事業会計・公共下水道事業特別会計も資金不足が生じていないとの報告がなされた。

（本件の内容及び用語については、広報あびら10月号10・11ページに詳細な記事

が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

専決処分事項の報告

▼和解及び損害賠償額の決定について（令和6年8月1日専決処分）

令和6年4月21日午後3時40分頃、富岡みずばしよう園において水芭蕉を觀賞中の2名の方が木橋の床板が崩落したことにより落下時に両名とも手を負傷し衣服や所持品にも損害を与えた事故で、町に100%の施設の管理瑕疵があるものとし、損害賠償金額を54万8088円としたもの。

▼地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年8月22日専決処分）

平成29年及び令和5年に行われた地方自治法の改正において条番号に移動が生じたことに伴い、この条番号を引用する2本の安平町条例に条ずれが生じたため整理条例として一括改正するもの。

○一括改正する関係条例

①安平町監査委員条例

②安平町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

専決処分事項の承認

4件の専決処分事項の承認について審議を行い、報告のとおり承認しました。

▼令和6年度一般会計補正予算（第4号）

令和6年8月1日専決処分

令和6年4月21日に富岡みずばしよう園で発生した損害賠償事件、和解及び損害賠償額の確定により専決処分したもので、歳入歳出それぞれ54万9千円を追加し、予算の総額を97億3104万6千円とするもの。

審議した案件

▼令和6年度一般会計補正予算（第5号）

令和6年8月7日専決処分

下水道施設の機械設備の故障に伴い下水道事業会計へ繰出金を支出するために専決処分したもので、歳入歳出それぞれ897万6千円を追加し、予算の総額を97億4002万2千円とするもの。

▼令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年8月7日専決処分

早来・追分両浄化センター汚泥脱水機制御盤タッチパネルの修繕費の支出により専決処分したもので、収益的収入及び支出にそれぞれ897万6千円を追加し、収益的収入の総額を6億8092万円とし、収益的支出の総額を6億5257万6千円とするもの。



▼令和6年度一般会計補正予算（第6号）

令和6年8月31日専決処分

令和6年8月27日及び8月31日の大雨による道路橋りょう並びに河川において災害復旧に伴う支出を専決処分したもので、歳入歳出それぞれ850万円を追加し、予算の総額を97億4852万2千円とするもの。

決算の認定

監査委員の審査意見を付して提出された令和5年度各会計決算の認定については、概要説明を受けた後、多田政拓議長と議会選出監査委員（小笠原直治議員）を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会（三浦恵美子委員長、箱崎英輔副委員長）を設置し、これに付託のうえ、議会閉会中の10月30日と31日の2日間を渡り議場において行うことに決定しました。

条例の一部改正

3件の条例の一部改正について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、マイナンバーカードと被保険者証が一体化するため、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることから条例の文言を整理するもの。



▼公民館条例の一部を改正する条例の制定について

追分・早来・安平・遠浅の各公民館の開館時間、使

用料金や減免対象等について見直しを図るほか、早来公民館（町民センター）の改修に伴う室名等の項目整理、指定管理者制度導入のために必要な事項を定めるもの。

▼スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

スポーツセンターの開館期間及び休館日、使用時間について実態に即した整理を行い、指定管理者による管理事項を追加するとともに使用料や減免対象等の見直しを行うもの。

規約の変更

▼北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
安平町が加入している北海道後期高齢者医療広域連合規約は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が改正されマイナンバーカードと被保険者証が一体化化することに伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため規約の文言を整理するもので、原案のとおり可決しました。

契約の締結

▼スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事請負契約の締結について

スポーツセンター温水プールの天井耐震化改修工事を施工するための契約を締結するもので、原案のとおり可決しました。

・契約の目的

安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事

・契約の方法

一般競争入札

・契約の金額

8250万円

・契約の相手方

藤建設・島崎経常建設

共同企業体

代表者

札幌市白石区

栄通15丁目8番6号

藤建設工業 株式会社

代表取締役 工藤 喜作

構成員

苫小牧市沼ノ端

中央1丁目1番24号

島崎建設 株式会社

代表取締役 島崎 鶴松

財産の取得

2件の財産の取得について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼町民センター備品購入事業（施設備品）

・財産の種類

町民センター備品購入事業（施設備品）

・契約の相手方

安平町早来大町34番地株式会社 岸田

代表取締役 岸田 和也

・取得の目的

町民センター改修に伴う施設備品の購入

・取得の方法

指名競争入札

・取得の価格

1633万5千円

・取得の時期

令和7年3月

・支払方法

全額一括払い

▼町民センター備品購入事業（体育備品）

・財産の種類

町民センター備品購入事業（体育備品）

・契約の相手方

安平町追分本町

3丁目44番地1株式会社 まこと商事

代表取締役

小納谷 陽一

・取得の目的

町民センター改修に伴う体育備品の購入

・取得の方法

指名競争入札

・取得の価格

968万円

・取得の時期

令和7年3月

・支払方法

全額一括払い

解説

町内の公民館 使用料と開館時間の改正について

令和7年4月1日からの公民館（早来・追分・安平・遠浅）使用料と開館時間が改正されました。

現在は午前・午後・夜間・全日と使用時間に応じた4つの時間区分により使用料が設定されていますが、令和7年度からは1室につき・1時間あたりの使用料

の設定となります。

また、開館時間について、現在は午前9時から午後10時までとなっていますが、令和7年度からは午前9時から午後6時までとなります。ただし、使用の申請があった時に限り、午後9時まで使用可能となります。



町道路線の廃止

▼町道路線の廃止について
農村整備事業（農道・集落道整備事業／高度化型）で北海道が主体となつて舗装工事をするに伴い町道向陽3号線を農道にするため廃止するもので、町道廃止後は安平町が保管する農道台帳に登載し、農道として今までと変わらぬ維持管理を行います。（廃止路線は左の図のとおりです。）

補正予算

▼令和6年度一般会計補正予算（第7号）
歳入では固定資産税の課税額決定及び普通交付税の交付額決定等による増額と、歳出では新型コロナウイルススワクチンの定期接種化による業務委託料の増等によるもので、歳入歳出それぞれ4464万7千円を追加し、予算の総額を97億9316万9千円とするもの。



歳出の主なもの

（100万円以上）

- 総務費
 - ・総合行政ネットワークシステム運用事業 132万1千円増
 - ・庁舎管理経費 202万7千円増
 - ・その他企画事務経費 339万7千円増
 - ・産業づくり基金積立金 160万4千円増
- 衛生費
 - ・新型コロナウイルススワクチン接種対策事業 2852万7千円増
 - ・母子保健事業 215万8千円増
- 農林水産業費
 - ・生産振興対策事業経費 606万6千円増
 - ・鳥獣被害防止総合対策事業経費 159万5千円増
 - ・環境保全型農業直接支援助策事業経費 936万円増
- 商工費
 - ・商工振興事業経費 550万円増
 - ・安平町商工会補助金 251万2千円増

歳入の主なもの

（100万円以上）

- 土木費
 - ・道路施設等維持管理経費 567万1千円増
 - ・河川維持管理経費 466万1千円増
 - ・町内公園管理経費 288万8千円増
 - ・下水道事業会計繰出金 4534万8千円減
 - ・公営住宅管理経費 366万9千円増
- 教育費
 - ・社会教育関係団体等補助金 243万2千円増
 - ・体育施設管理経費 201万円増
- 町税
 - ・個人町民税（現年課税分） 1959万5千円増
 - ・固定資産税（現年課税分） 2820万9千円増
 - 地方贈与税
 - ・森林環境譲与税 160万4千円増
 - 地方特例交付金
 - ・減収補てん特例交付金 3040万4千円増
- 財産収入
 - ・株券払戻金 101万9千円増
 - 繰入金
 - ・財政調整基金繰入金 3億5366万4千円減
 - ・減災基金繰入金 1022万8千円増
 - ・まちづくり基金繰入金 896万5千円増
 - ・ひとつづくり基金繰入金 243万2千円増
- 道支出金
 - ・持続的畑作生産体系確立緊急事業補助金 606万5千円増
 - ・環境保全型農業直接支援助策事業補助金 701万9千円増
- 地方交付税
 - ・普通交付税 2億9827万円増
 - 国庫支出金
 - ・デジタル基盤改革支援助金 2130万3千円減
 - ・新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業補助金 1196万円増
 - ・母子保健衛生費補助金 107万9千円増

○諸収入

・過年度収入（令和5年度
子どものための教育・保
育給付費国庫・道費負担
金）

2144万9千円増

○町債

・臨時財政対策債

209万9千円増

・道路橋りょう債

2360万円減

・教育施設債

950万円減

◇令和6年度国民健康保険
事業特別会計補正予算（第
2号）

北海道国民健康保険団体
連合会負担金の額の決定に
伴う増額が主なもので、歳
入歳出それぞれ19万8千円
を追加し、予算の総額を8
億8516万5千円とする
もの。

◇令和6年度介護保険事業
特別会計補正予算（第3号）

・保険事業勘定

介護支援員のフルタイム
化による給料等の増額が主
なもので、歳入歳出それぞ
れ130万6千円を追加し、

予算の総額を10億9961
万円とするもの。

◇令和6年度水道事業会計
補正予算（第2号）

旭増圧ポンプ場の運転状
況を旭浄水場にデータ通信
している回線を光回線に変
更するための工事請負費36
万1千円（資本的支出）と
光回線に変更したことによ
る通信費12万6千円（収益
的支出）を増額補正するも
ので、資本的支出の合計を
1億3535万円1千円と
し、収益的支出の合計を3
億5783万1千円とする
もの。

◇令和6年度下水道事業会
計補正予算（第3号）

受益者分担金全納報奨金
及び浄化センター修繕費の
増加に伴い収益的支出に1
85万2千円を追加し合計
を6億5442万8千円と
し、収益的収入に175万
2千円を追加し総額を6億
8267万2千円とするも
の。

また、資本的収入は、企
業債事業費の確定による減

額等により1330万円を
減額し、資本的収入の合計
を3億9238万6千円と
するもの。

意見書

議員から提出された3件
の意見書については、次の
とおり決定しました。

①新型コロナウイルスに対
する経済的な負担軽減を
求める意見書
【原案可決】

②訪問介護報酬引き上げの
再改定を早急に求める意
見書
【原案可決】

③国土強靱化に資する社会
資本整備等に関する意見
書
【原案可決】

可決された意見書は安平
町議会議長名で、衆議院議
長、参議院議長、内閣総理
大臣、内閣特命担当大臣（国
土強靱化）、総務大臣、財務
大臣、厚生労働大臣、国土

交通大臣に提出しました。

【議会の用語】意見書

意見書は、地方自治法第
99条において普通地方公共
団体の議会は、当該普通地
方公共団体の公益に関する
事件につき意見書を国会又
は関係行政庁に提出するこ
とができると規定されてい
ます。

国会又は関係行政庁は、
提出された意見書に対して
回答したり、そのとおり措
置しなければならないとい
う法律上の義務はありません
が、これを受理して誠意
をもって処理する責任を有
するものとされています。

安平町議会では定例会ごと
に各議員から提出された
意見書案を議会運営委員会
で協議し、本会議において
議員発議で提案を受け審議
します。議決した意見書は、
定例会終了後に議長名で提
出します。

各委員会の構成

第7回定例会の
議長諸般事項報告において
報告及び議決された
各委員会の構成を
お知らせします

総務常任委員会（5名）

委員長 三浦恵美子議員
副委員長 箱崎 英輔議員
委員 工藤 秀一議員
小笠原直治議員
内藤 圭子議員

経済常任委員会（5名）

委員長 鳥越真由美議員
副委員長 米川恵美子議員
委員 田村 興文議員
高山 正人議員
梅森 敬仁議員

議会運営委員会（5名）

委員長 高山 正人議員
副委員長 内藤 圭子議員
委員 鳥越真由美議員
三浦恵美子議員
梅森 敬仁議員

令和6年度 安平町議会議長の交際費の執行状況

(単位:円)

支出月	支出日	支出内容	支出金額
4月	4月25日	安平町商工会青年部総会祝酒(4/12)	2,228
5月	5月2日	安平建設協会懇親会費(5/10)	5,000
	5月10日	苫小牧地方総合開発期成会総会懇親会費(5/14)	5,000
	5月20日	第7師団創隊・東千歳駐屯地創立記念行事祝賀会会費(5/26)	4,000
	5月20日	安平町誘致企業会総会祝酒(5/14)	2,228
	5月20日	安平町商工会総会懇親会祝酒(5/17)	2,228
6月	7月10日	胆振地方消防訓練大会ご祝儀(6/26)	2,228
	7月10日	静岡県清水町議会視察来町に伴うお茶代(6/28)	1,820
7月	7月12日	とまこまい広域農協追分地区農産物集出荷貯蔵施設新築工事地鎮祭奉獻酒(7/11)	2,228
	7月31日	安平ダイナックスワイナリー新築工事地鎮祭奉獻酒(7/18)	1,740
8月	8月30日	安平町誘致企業会チャリティゴルフ大会祝酒(8/28)	2,228
9月	9月20日	経済常任委員会(作況調査)における胆振農業改良普及センター職員来町に係るお茶代(9/6)	1,680
	9月20日	早来神社例大祭の奉獻酒(9/8)	2,228
	9月30日	若草地区敬老会お祝い(9/15)	2,592
令和6年度(4月~9月)合計			37,428

令和6年度 議会懇談会の開催について

今年度の議会懇談会を下記の日程で日中と夜間に分け4地区で開催いたします。お住まいの地区以外の会場にお越しいただけますので、どうぞ都合の良い会場に足をお運びください。

内容等詳細につきましては後日、新聞折込チラシ及び町ホームページ、あびらチャンネルデータ放送にてお知らせいたします。

なお、感染症の拡大状況により、やむを得ず今年度の開催を延期又は中止する場合があります。その場合は町ホームページ及びあびらチャンネルデータ放送にてお知らせいたします。

No	開催日	時間	会場	備考
1	12月1日 (日曜日)	午後2時00分から	ぬくもりセンター (多目的情報ホール)	
2		午後6時00分から	早来学園 (予定)	※会場変更の場合あり
3	12月2日 (月曜日)	午後2時00分から	安平公民館 (多目的ホール)	
4		午後6時00分から	遠浅公民館 (多目的ホール)	

※各会場2時間程度の予定です。

※早来学園会場は変更となる可能性があります。

変更となった場合は、町ホームページ・あびらチャンネルデータ放送・新聞折り込みチラシによりお知らせいたします。